# 第70号議案

尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出

尾張旭市長 森 和 実

### 提案理由

この案を提出するのは、職員の期末手当の支給月数を改定するため必要があるからである。

尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(尾張旭市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 尾張旭市職員の給与に関する条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に10	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に10
<u>0分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以	<u>0分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以
前6か月以内の期間におけるその者の在職	前6か月以内の期間におけるその者の在職
期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該	期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該
各号に定める割合を乗じて得た額とする。	各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用に	3 再任用職員に対する前項の規定の適用に
ついては、同項中「 <u>100分の130</u> 」と	ついては、同項中「 <u>100分の125</u> 」と
あるのは「100分の72.5」とする。	あるのは「100分の72.5」とする。
$4\sim6$ (略)	$4\sim6$ (略)

第2条 尾張旭市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前改正後

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に10 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に10 0分の125 を乗じて得た額に、基準 日以前6か月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。

 $(1)\sim(4)$  (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「100分の125 | とあるのは「100分の72.5|とす る。

 $4\sim6$ (略) (期末手当)

第20条 (略)

0分の127.5を乗じて得た額に、基準 日以前6か月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。

 $(1)\sim(4)$ (略)

ついては、同項中「100分の127.5 | とあるのは「100分の72.5|とす る。

 $4\sim6$ (略)

(尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一 部を次のように改正する。

#### 改正前

(給与条例の適用除外等)

第10条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第19 2 特定任期付職員に対する給与条例第19 条の2第1項及び第20条第2項の規定の 適用については、給与条例第19条の2第 1項中「第10条第1項の規定により管理 職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭」 市一般職の任期付職員の採用等に関する条 例(平成28年条例第29号)第3条第1 項の規定により任期を定めて採用された職 員」と、「管理監督職員」とあるのは「任 期付職員」と、同条第2項中「管理監督職 員」とあるのは「任期付職員」と、給与条|

#### 改正後

(給与条例の適用除外等)

第10条 (略)

条の2第1項及び第20条第2項の規定の 適用については、給与条例第19条の2第 1項中「第10条第1項の規定により管理 職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭 市一般職の任期付職員の採用等に関する条 例(平成28年条例第29号)第3条第1 項の規定により任期を定めて採用された職 員」と、「管理監督職員」とあるのは「任 期付職員」と、同条第2項中「管理監督職 員」とあるのは「任期付職員」と、給与条 例第20条第2項中「100分の130」 とあるのは「100分の170」とする。

例第20条第2項中「100分の125」 とあるのは「100分の165」とする。 3 • 4 (略)

(略) 3 • 4

第4条 尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第19	2 特定任期付職員に対する給与条例第19
条の2第1項及び第20条第2項の規定の	条の2第1項及び第20条第2項の規定の
適用については、給与条例第19条の2第	適用については、給与条例第19条の2第
1項中「第10条第1項の規定により管理	1項中「第10条第1項の規定により管理
職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭	職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭
市一般職の任期付職員の採用等に関する条	市一般職の任期付職員の採用等に関する条
例(平成28年条例第29号)第3条第1	例(平成28年条例第29号)第3条第1
項の規定により任期を定めて採用された職	項の規定により任期を定めて採用された職
員」と、「管理監督職員」とあるのは「任	員」と、「管理監督職員」とあるのは「任
期付職員」と、同条第2項中「管理監督職	期付職員」と、同条第2項中「管理監督職
員」とあるのは「任期付職員」と、給与条	員」とあるのは「任期付職員」と、給与条
例第20条第2項中「100分の125	例第20条第2項中「 <u>100分の127.</u>
」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」	<u>5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」
とする。	とする。
3・4 (略)	3・4 (略)

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1 日から施行する。